

新庄市  
中学校の休日の部活動の  
地域展開に関する説明会

令和7年3月26日（水）

新庄市教育委員会

# 本日の内容

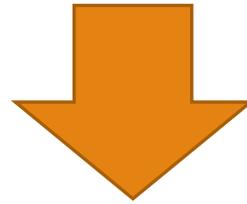
1. 国の方針と山形県の考え方
2. 市の現状と目指す方向性
3. 地域クラブと展開のイメージ
4. 地域展開のスケジュール
5. Q & A

# 1. 国の方針と山形県の考え方

# 国の方針（スポーツ庁・文化庁）

「運動部活動の地域移行に関する  
検討会議提言」  
(令和4年6月6日 スポーツ庁)

「文化部活動の地域移行に関する  
検討会議提言」  
(令和4年8月9日 文化庁)



## 【課題】

- ・ 近年、深刻な少子化が進行していることもあり、部活動の存続が厳しい状況になってきている。
- ・ 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動指導が求められるなど、部活動が教師にとって大きな業務負担となっている。

# 国の方針

## 【目指す姿】

- ・ 少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。
- ・ 地域において持続可能で多様なスポーツ環境・文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保する。

# 国の方針

## 【方向性】

- ・ 休日の部活動の廃止（休日の部活動は行わない）  
→ 休日の活動を希望する生徒は「地域クラブ」から選択できるようにする。
- ・ 令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、可能な限り早期実現を目指す。
- ・ 今後、平日の部活動も地域展開を目指していく。

# 国の方針

『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』より  
(令和6年12月10日 スポーツ庁・文化庁)

【目指す姿】 【方向性】 に合わせ、

「地域移行」の名称を「地域展開」と改める

# 山形県の考え方

山形県における部活動改革のガイドライン		教 育 局 ス ポ ー ツ 保 健 課
<b>目的</b>	「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」と「教員の働き方改革の推進」の両立 ～中学校の休日の部活動を段階的に地域のクラブ活動に移行～	
<b>背景</b>	・近年、深刻な少子化が進行し中学校生徒数の減少が加速化するなど、部活動の持続可能な運営が困難 ・経験のない教員が指導する機会が多くなったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりするなど、教員にとって大きな業務負担	
<b>I 山形県における部活動改革に係る基本的な考え方</b>	<b>II 部活動改革に向けた学校の体制整備（中高の取組み）</b>	<b>III 新たな地域クラブ活動の環境整備（受け皿となる運営主体等の決定）</b>
<b>1 部活動の位置づけ</b> ・部活動は、生徒の自主的・自発的な活動であり、 <u>任意加入が前提の活動</u> （学習指導要領）	<b>1 部活動の任意加入制の推進</b> ・学習指導要領の趣旨を踏まえる	<b>1 新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備</b> <b>(1)市町村における部活動改革検討組織の設置</b> ・市町村の部活動改革に係る方向性・考え方の決定・中学校と共有 ・移行する部活動と受け入れ先状況の共有化 ・地域移行に係る諸課題への対応策の検討
<b>2 休日の部活動の考え方</b> ・部活動は、平日のみとし休日は原則行わない（大会等へ学校単位での参加を除く）	<b>2 部活動数の精選</b> ・学校規模に合った部活動数	<b>(2)コーディネーターの配置</b> ・市町村は、地域移行を円滑に進めるため、コーディネーターを配置
<b>3 休日のスポーツ・文化芸術活動に対する考え方</b> ・休日の活動は、活動を希望する生徒の自主的な活動である ・休日の活動を希望する生徒は、地域のクラブ等に所属するなどして活動する	<b>3 複数顧問の配置</b> ・部活動に2人以上の顧問を配置して交代で指導に当たる	<b>(3)市町村、学校、運営協力団体(受け入れ先)の連携</b>
	<b>4 合同部活動の取組み</b> ・部員不足・指導者不足の場合以外でも検討できる ※学校は部活動の地域移行に向け、将来的な部員数や生徒保護者の意向などを把握する（主に中学校）	<b>2 新たな地域クラブ活動への移行時期等</b> ・休日の部活動の地域移行については、地域の実情に応じ、 <b>R5からの3年間を「改革推進期間」として可能な限り早期の表現を目指す</b>
<b>IV 新たな受け皿となる地域クラブ等活動について</b>	<b>V 大会等の在り方</b>	
<b>1 新たな受け皿となる地域クラブ活動の在り方</b> ・地域クラブ活動は、法律上は <u>社会教育活動</u> （学校管理下外） ・但し、中学生が参加しているため、 <u>県・市町村の部活動方針に則って活動</u> （活動時間・休養日の設定等）	<b>1 生徒の大会等の参加機会の確保</b> 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等も参加できるよう、見直しを行う。	
<b>2 新たに受け皿となった地域クラブの整備への支援</b> ・市町村は新たに受け皿となった <u>地域クラブの支援</u> を検討する ＜支援の例＞ ・運営費・用具等の補助、活動場所・移動手段の提供や減免 ・指導者の情報提供、その他 ・地域クラブは、 <u>規約等を整え組織体制を整備</u> する	<b>2 部活動を踏まえた大会等への参加について</b> 校長や地域クラブは、生徒に対する教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。	
<b>3 指導者</b> ・県及び市町村は、 <u>公認指導者資格等の取得を奨励</u> するとともに、 <u>指導者対象の研修会等を開催</u> する ・県は、指導者の人材バンク「 <u>リーダーバンクやまがた</u> 」の改修・登録者増を促進する ・市町村は、一定条件を満たした希望する教師等の兼職兼業を許可する	≪参考≫ 令和5年度 第63回山形県中学校総合体育大会における参加資格要件緩和の方向性について  <a href="https://www.cyutairen.jp/index.php?syori=clubtai">https://www.cyutairen.jp/index.php?syori=clubtai</a>	
<b>4 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減</b> ・地域クラブは、可能な限り <u>低廉な会費を設定</u> する		
<b>5 保険の加入</b> ・地域クラブは、指導者や参加する生徒を対象に、 <u>保険に必ず加入</u> する		

# 山形県の考え方

## I 山形県における部活動改革に係る基本的な考え方

### 1 部活動の位置づけ

- ・部活動は、生徒の自主的・自発的な活動であり、任意加入が前提の活動（学習指導要領）

### 2 休日の部活動の考え方

- ・部活動は、平日のみとし休日は原則行わない（大会等へ学校単位での参加を除く）

### 3 休日のスポーツ・文化芸術活動に対する考え方

- ・休日の活動は、活動を希望する生徒の自主的な活動である
- ・休日の活動を希望する生徒は、地域のクラブ等に所属するなどして活動する



## 2. 市の現状と目指す方向性

# 市の現状と目指す方向性

## 【本市の部活動の現状と課題】

- ・ 少子化に伴う部員数の減少が著しく、休部や廃部を余儀なくされる部活動がある。
- ・ 大会参加における最低出場人数が確保できず、複数校による合同チームを組んで出場している競技がすべての学校にある。
- ・ 本来希望する競技が部活動にない。
- ・ 部活動顧問が必ずしも専門的な指導者ではない。多くの顧問にとって部活動の負担が大きい。

# 市の現状と目指す方向性

国の方針や山形県の方向性、  
そして、本市の現状や課題を踏まえて・・・



## 新庄市休日の部活動の地域移行検討委員会を開催

### ○検討委員会のメンバー

市校長会長、市立中学校長及び義務教育学校長、市PTA連絡協議会長、各中学校・義務教育学校保護者代表、地区高等学校代表、各競技団体代表、市スポーツ協会代表、市スポーツ推進委員協議会代表 等

# 市の現状と目指す方向性

## 【目指す方向性①】

「休日の部活動の地域展開」から進め、  
いずれは平日の部活動も地域に展開していく。  
令和6年度からは休日の部活動を廃止する。

※部活動は平日のみ

# 市の現状と目指す方向性

## 【目指す方向性②】

休日の活動を行うかどうか、また、地域クラブ等に参加するかどうかは、生徒自身が選択する。

※任意加入

# 市の現状と目指す方向性

## 【目指す方向性③】

休日の活動を希望する生徒のために、  
地域クラブを整備する。

※所属している部活動と違う競技や文化活動  
に参加することができる。

# 3. 地域クラブと展開のイメージ

# 地域クラブと展開のイメージ

## 【地域クラブの例①】

### A 総合型地域スポーツクラブ

様々なスポーツが集まって、それぞれの志向・レベルに合わせて活動・参加できるスポーツクラブ。

# 地域クラブと展開のイメージ

## 【地域クラブの例②】

### B 単一種目のスポーツクラブ

一種類の競技について、指導者を置いて練習しているスポーツクラブ。運営主体は団体によって様々。

# 地域クラブと展開のイメージ

## 【地域クラブの例③】

### C スポーツ少年団

スポーツ少年団の登録を行い、活動しているスポーツクラブ。

# 地域クラブと展開のイメージ

## 【地域クラブの例④】

### D 企業が運営するスポーツクラブ

運営の主体が企業で、専用の施設等で、専門的な指導を受けながら活動するスポーツクラブ。

# 地域クラブと展開のイメージ

## 【地域クラブの例⑤】

### E 市民向けに活動している文化団体（クラブ）

市民プラザ等で活動している文化団体（クラブ）や、専用の教室等を開催している団体（クラブ）。

# 地域クラブと展開のイメージ

## 【展開のイメージ 例1】

現在あるスポーツ少年団やスポーツクラブ、道場、文化団体等がそのまま休日の活動の場となる。

# 地域クラブと展開のイメージ

## 【展開のイメージ 例2】

競技団体・文化団体等が新しくクラブを立ち上げ、市内の希望者を募って、休日の活動を行う。

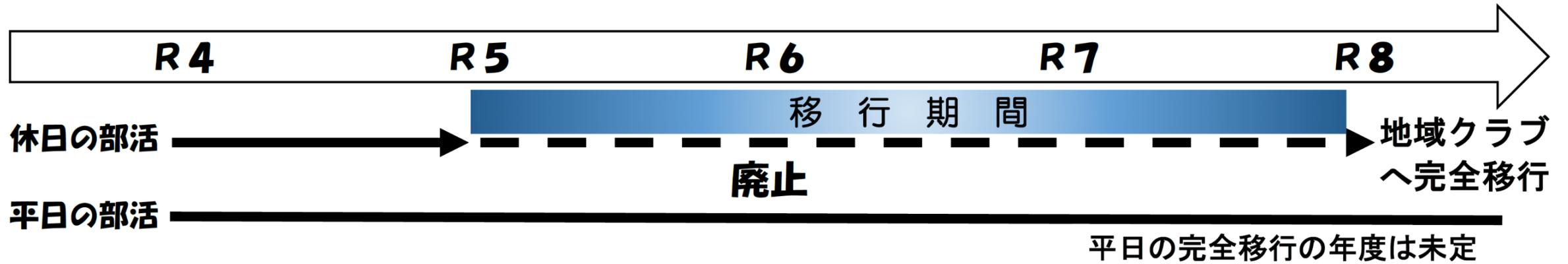
# 地域クラブと展開のイメージ

## 【展開のイメージ 例3】

保護者が主体的に行っている練習クラブ等については、規約を作成し、運営体制を明確なものにして市に対して地域クラブ登録をする。

# 4. 地域展開のスケジュール

# 地域展開のスケジュール



令和6年度以降の  
一週間のイメージ



# 地域展開のスケジュール

地域展開が進まない場合は、令和7年度末までを移行期間とし、学校に運営主体を残した形で、部活動指導員等が休日の活動の指導を行うことができる。

☆生徒の活動を止めないための特例

# 5. Q & A

# Q & A

Q 1 地域クラブとして活動するには、条件があるか。

A 安心・安全に活動できるように、地域クラブとして市へ登録する際に、スポーツ保険への加入、トラブル時の責任の所在について、規約に明記することを条件としています。

# Q & A

Q 2 現段階で地域クラブが存在しない種目の部活動については、どのように対応するのか。また「地域」とはどこを示したものになるのか。

A 令和7年度末までは移行期間としているので、学校に運営主体を残した形で、部活動指導員や部活動顧問が、休日の部活動を行うことが可能です。令和8年度の完全廃止まで、競技団体等のご協力を得ながら、展開先を検討していきます。  
原則として、「地域」については、中学校区または、新庄市全体と捉えております。

# Q & A

Q 3 地域クラブへの参加費や、参加した際の送迎は  
どうなるか。

A 参加費の補助は現状ございません。送迎については  
地域クラブ対応（保護者送迎、自転車等含む）が基本と  
なります。

# Q & A

Q 4 地域クラブに参加する子どもたちや指導者の安全性について、保険や事故への対応はどうなるのか。

A 地域クラブとして活動している際のケガや事故については、地域クラブの対応となります。市へ登録している地域クラブについては、規約に保険への加入や事故への対応を定めています。なお、令和7年度末までの、学校に運営主体を残した形での活動の場合は、部活動と同じ扱いになります。

# Q & A

Q 5 地域クラブの意識について、勝利至上にならないか心配です。

A 「専門の指導を受けて成長したい」「勝ち負けより楽しみたい」など、それぞれのニーズに合った地域クラブを選択しやすいように、地域クラブを市への登録制にして、地域クラブの情報を発信しております。

また、勝利至上の考え方で過度な練習とならないよう、県の部活動方針を遵守して活動するようクラブに要請しています。

## ※県の部活動方針

- ・平日は2時間以内の活動（休日は3時間以内）
- ・平日は1日、土日はどちらかを休みにする。 など

# Q & A

Q 6 地域クラブの立ち上げや登録に関して問題が出てきた場合どこに相談したらいいのか。

A 新庄市教育委員会 社会教育課にご相談ください。

# Q & A

Q 7 学校の部活動と休日の地域クラブの連携をどのように図るのか。

A 休日の部活動の受け皿となる地域クラブの形態によって、様々な対応が考えられます。平日指導する顧問と休日指導する指導者が連絡等を取り合いながら、連携して活動を進めていくことや、顧問が地域の指導者として地域クラブに所属するという対応が考えられます。

# Q & A

Q 8 中体連主催大会への参加については、どのようになるのか。また、部活動と地域クラブの所属の選択は、どのようにしたらよいか。

A 平日の部活動はこれまでと変わりません。中体連主催の大会への参加も学校の部活動単位で出場します。  
令和5年度より地域クラブにも参加資格が与えられました。中体連主催大会への参加条件（指導者資格など）は、競技によって異なります。その条件を満たしたクラブだけが参加可能となります。  
詳しくは県中体連ホームページでご確認ください。  
所属の選択については、「練習の中心がどちらであるか」をもとに判断することができると考えております。ただし、自己選択なので、個人の判断を尊重することも重要となります。

# Q & A

Q 9 休日の練習試合、冠大会（中体連以外）について、参加や引率はどうなるのか。また、調整や責任の所在、顧問の参加の可否はどうなるのか。

A 令和6年度から、休日の練習試合や中体連主催以外の大会参加については、原則として地域クラブにおいて行うものとなっております。そのため、調整や何か起きた時の対応は地域クラブとなります。また、地域クラブとしての大会参加が可能かどうかは、各大会の参加要項等に従うようになります。もし、顧問が参加したい場合は、地域の指導者として参加することができます。ただし、学校の業務ではありませんので、別に保険に加入するなどの注意が必要です。兼職兼業の許可を得れば、報酬を得ることもできます。ただし、地域クラブでの対応が難しい場合は、令和7年度末までは移行期間として学校に運営主体を置いた形で、部活動指導員や部活動顧問が引率して行うことができます。この場合、調整や何か起きた時の対応は学校となります。

# Q & A

Q 10 吹奏楽部について、練習場所の確保はどうするのか。また、指導者は誰にお願いするのか。楽器等は金曜日に持ち帰るのか。学校外で行う場合は、大きな楽器も持ち帰らなければならないのか。

A 吹奏楽部については、部活動顧問の先生が地域クラブに所属し、そこから派遣を行う形で休日の活動を行っています。そのため、楽器等の持ち帰りの必要はありません。